

奈良県収用委員会告示第一号

奈良県収用委員会運営規程（平成五年十一月奈良県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県収用委員会

会長 福 井 英 之

第二条第七号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第八号中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三二号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。